

# 日本人の子返還命令

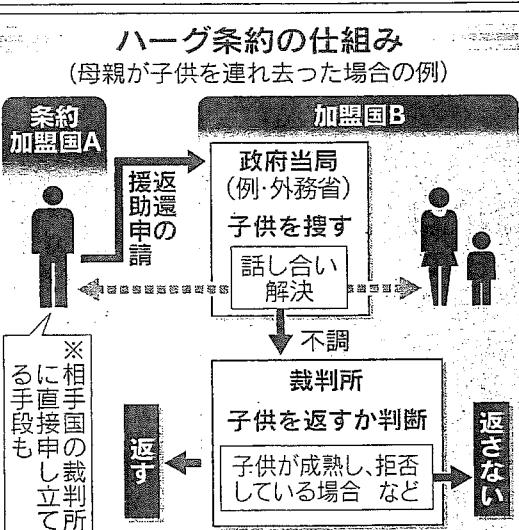
## 英滞在ハーベグ条約初適用

国外に連れ出された子供の扱いを定めたハーベグ条約に基づき、英国の裁判所が、母親と渡米した日本人の子供(7)について、日本へ帰国させるよう命令を出したことが29日、関係者への取材で分かった。外務省によると、今年4月に日本で同条約が発効して以降、海外から日本人の子供を戻すよう命じた事例が明らかになるのは初めて。

### 現地裁判所が判断

関係者によると、父親と母親はいずれも日本人で離婚調停中の夫婦。母親は今年3月、仕事を理由に子供を連れて渡英。父親とは一定期間後に子供を日本に戻すことで合意していた。父側が5月、英国の裁判所に対し、ハーベグ条約に基づいて子供の返還などについての援助を申請した。

現地の裁判所は今月に子供を元の居住国に戻すことを命じた。一方、母親は関係者を訴え、「子供が暴力を受ける恐れなどがない限り、国外に連れ出された子供を元の国にいったん戻すことを原則としており、裁判所はこれに従って、子供を日本に戻すよう母側に命じた」という。子供が日本に戻れば、日本の裁



判所で、どちらの親のもとで暮らすのが望ましいかなどが改めて審理されるとみられる。子供を日本に戻して話し合いがなければ母親の意向だり、適切な判断だ」と話している。

一方、母親は関係者を

通じ「子供を不法に奪うつもりはない、返還命令がなくても7月末に一度帰国させる予定だった。子供は英国で違う学校も気に入っていた」と説明している。